

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う新宿区個人情報保護条例の解釈・運用基準の一部改正について
----	--

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室区政情報課)

1 改正の理由

新宿区個人情報保護条例の一部改正等に基づき、「社会保障・税番号制度」の導入に伴う所要の改正等を行う。

2 主な改正の内容

別紙【概要】(参考資料1)及び別紙【解釈・運用基準(抜粋)】(参考資料2)のとおり
(主な概要)

① 社会保障・税番号制度の導入に伴う条例改正関連

ア 非開示情報(未成年者等の利益に反する情報)の事前照会 (第19条第8号・64頁)

従来より、第19条各号適用による開示・非開示の判断においては、適宜、各所管課長と区政情報課長との協議が行われてきた。

この度、社会保障・税番号制度の導入に当たり、国の行政機関等と同様、任意代理人においても委任者本人の自己情報開示請求等を行うことができるよう、条例が改正された。

そのため、委任者本人の利益に反して任意代理人が開示請求する事例が生じた場合には非開示とし、それ以外の場合には開示とする運用を適切に行わなければならない。

よって、特に第19条第8号適用の適否については、事前に区政情報課長に照会することを解釈・運用基準に明記した。

② その他

ア 郵送による開示請求等 (第25条・79頁)

改正前は、郵送請求・交付の要件を①入院等のため明らかに窓口請求・交付ができないこと、②代理人に委任することができないこととしていたが、改正後は、当該要件をなくし、本人確認を徹底した上で、本人の意思に基づき郵送請求・交付を行うことができるようにした。

3 施行日

平成27年10月5日